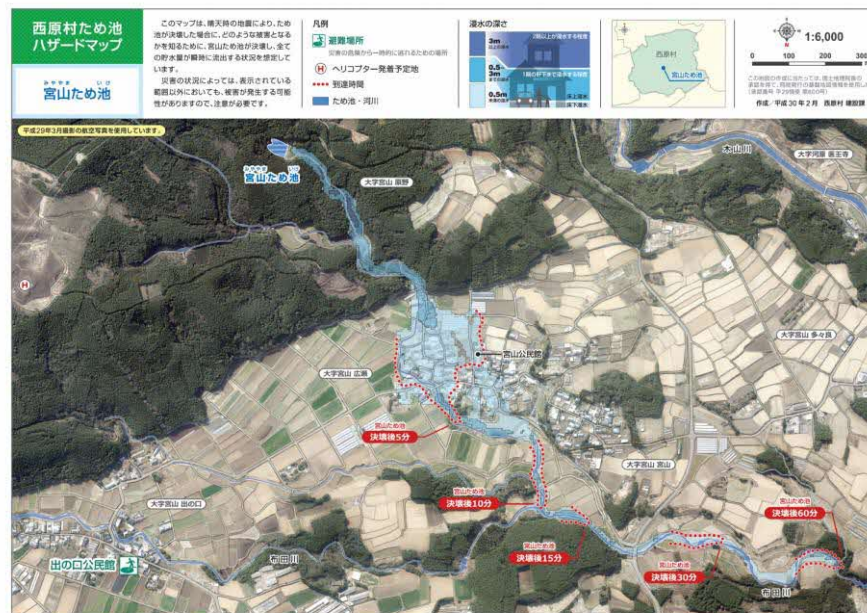


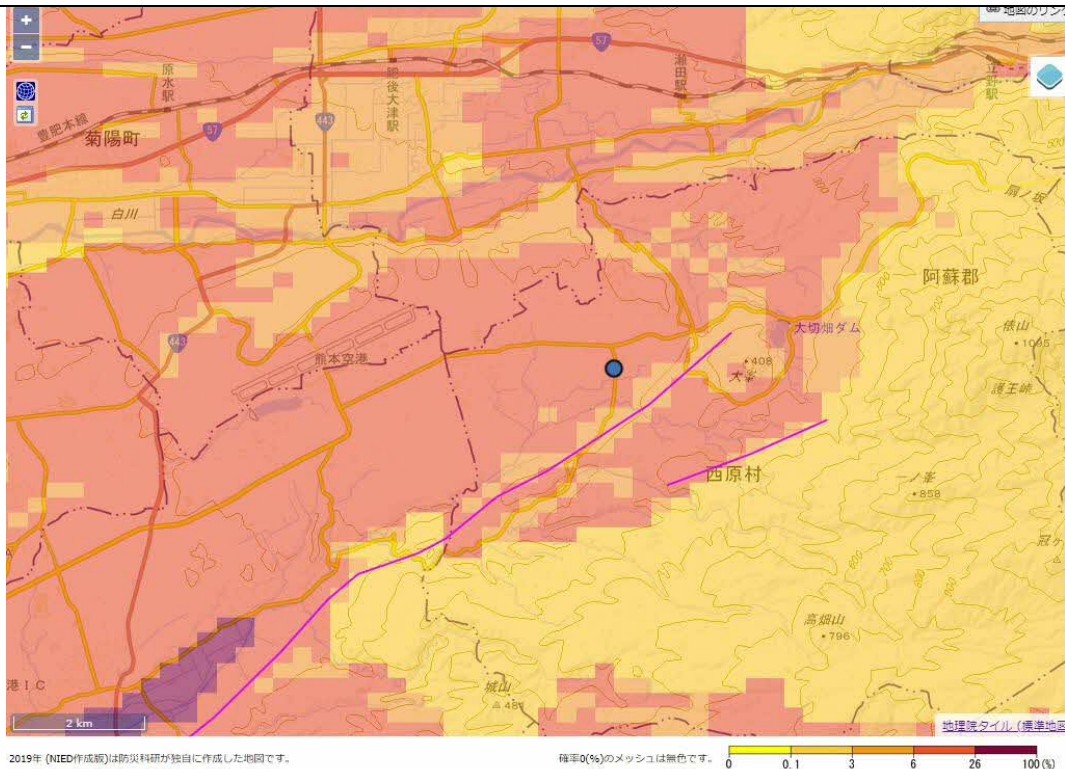
②布田・下小森・宮山ため池ハザードマップ

https://www.vill.nishihara.kumamoto.jp/making/nouringyou/tamenteki_copy.html



(地震 : J-SHIS)

平成 28 年 4 月の布田川断層を震源とする、震度 7 の熊本地震では布田川周辺を中心に当村全域にわたり被災、管内小規模・中小事業者にも多大な被害を受けた。地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年間で 6~26%の確率で震度 6 弱以上が発生する予想。建物の建替え、補強により耐震化は進められているが、相当規模の被害は想定される。



(その他)

当村は過去の実績から水害被害の危険度は低いと思われるが、風害による農作物の被害は度々発生しており、近年の規模が拡大傾向にある台風等による風害発生危険性は予想される。また年間平均気温は 15.8℃ 夏と冬、朝方と夕方の気温の変化は激しい。

(感染症)

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生し、大多数の人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的に大きな流行を繰り返している。全国的かつ急速なまん延により、西原村においても大きな健康被害と社会的影響をもたらす恐れがある。また、同様に未知の感染症が発生する可能性もある。

(2) 商工業者の状況

当村は東部を阿蘇外輪山の一部である俵山を中心に、広大な原野と山林が面積の 80%を占め、その山麓と台地は畑や樹園地に利用され甘藷、里芋等が栽培されている。当地産の甘藷は糖度が高いため、高評価を得て価格も上昇傾向にある。商工業においては、鳥子工業団地を有しており大・中・小規模事業者が入居し、また周辺市町にも大手製造業が存していることもあり、当村の製造事業者は増加傾向にある。また阿蘇観光の入り口として観光客をターゲットとする小売業、飲食業等も増加傾向にある。宿泊施設は公設のキャンプ場、ほか民宿等小規模施設が数件、また温泉施設、ホテル等施設はない。その他遊戯施設でゴルフ場が 3 件、その他子供向け施設「ミルク牧場」が存する。

- ・ 商工業者数 318
 - ・ 小規模事業者数 246
- (平成 26 年経済センサス統計調査)

【内訳】

	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	44	44	村内に広く分散
製造業	50	36	誘致企業等は工業団地に集積、その他広く分散
卸売・小売業	87	61	県道 38 号線沿線、またその周辺に多い
宿泊・飲食店	51	36	同上
サービス業	58	41	村内に広く分散
その他	28	28	
合計	318	246	

(3) これまでの取り組み

1) 当村の取り組み

- ・防災計画の策定、復興計画（熊本地震）の策定、避難所の設定、連絡体制の構築、防災マップの作成と周知、HP、防災無線、テレビ、防災メール、エリアメールを通して防災情報を提供
- ・防災備品の備蓄 食料、水、消耗品等を備蓄
- ・防災訓練 2年に1回、村内全域で発災対応型防災訓練を実施
- ・応援協定 地方公共団体や企業等との災害時の応援協定を締結
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び予防接種の助成
- ・新型コロナウイルス感染症感染防止取組宣言事業者の取得推進、及び感染防止設備等導入補助金の創設

2) 当会の取り組み

- ・事業者 BCP 策定のための施策普及
- ・事業者 BCP 策定セミナー・相談会の開催
- ・BCP 策定事業所と本会、本会と村の連携体制づくり
- ・くまもと共済との連携による事業者の損害保険の加入推進

※西原村地域防災計画における当会の役割

- ・商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及び斡旋等についての協力
- ・災害時における物価安定についての協力
- ・救援物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

2 課題

- ・熊本地震後、災害発生時の西原村との連携体制を整えたが、その後村と運用面の確認調整等が不足、円滑な運用に懸念が残っている。
- ・防災備品の備蓄が必要。
- ・事業所 B C P においては、感染症の流行発生に備えた取組については未整備である。
- ・また、感染症対策において、町内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

- BCP 策定事業者向けに定期的な研修会・セミナーを継続的に実施し、感染症対策の追加等、事業者 BCP の見直しを行い、また商工会との情報伝達等、運用面での実効性確保を図る。
- 西原村と商工会で継続的に協議を実施し、災害発生時の連携体制の円滑な運用を確保する。
- BCP 未策定事業者への同計画の周知と策定支援を実施し、策定事業所の増加を図る。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 平時から物資の備蓄を行い、災害時に備える。
- 巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※数値目標は後述。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1 事前の対策 >

- ・平成30年に当村が策定した「西原村地域防災計画」と本計画との整合性、運用面を確認し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。また、感染症発生時には、国の示す感染症予防マニュアルに基づき応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回・窓口経営支援時、また事業継続強化計画関連セミナー等開催時に、「防災マップ」や「ハザードマップ」により、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について確認と説明を行う。
- ・村広報、村・商工会ホームページ等により、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、計画策定の支援、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウィルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウィルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

《各年度の目標件数》

項目/年度	既往件数	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
事業者BCP策定件数	50	3	3	3	3	3
熊本県事業継続力強化計画認定企業	4	3	3	3	3	3
セミナー等開催	継続開催	3	2	2	2	2
専門家の派遣	年2回ほど	3	2	2	2	2

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、平成30年事業継続計画を策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・中小企業基盤整備機構等関係団体と連携しBCP計画策定・運用セミナー等を開催する
- ・熊本県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした損害保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）を広報等により紹介する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う（セミナー開催時・巡回窓口指導時）。
- ・毎年度、（仮称）西原村事業継続力強化支援協議会（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、当村）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや文書案内（年1回）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

《各年度の目標件数》

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事業者BCP取組状況のフォローアップ件数	10	20	20	25	25

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震、台風、大雨等）が発生したと仮定し、村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。西原村が実施する発災対応型防災訓練の日程に合わせて訓練を行う。

< 2 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

SNS や商工会災害状況報告システム (<https://www.shokokai-system.com/drs/?sc=43>) 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当村で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、できる限り1日以内に情報共有する。
- ・国内感染者発生後には職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害目安	状態
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」「土石流の発生」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、交通網の遮断がされており、確認が可能な

被害がある	い。 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」「土石流の発生」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

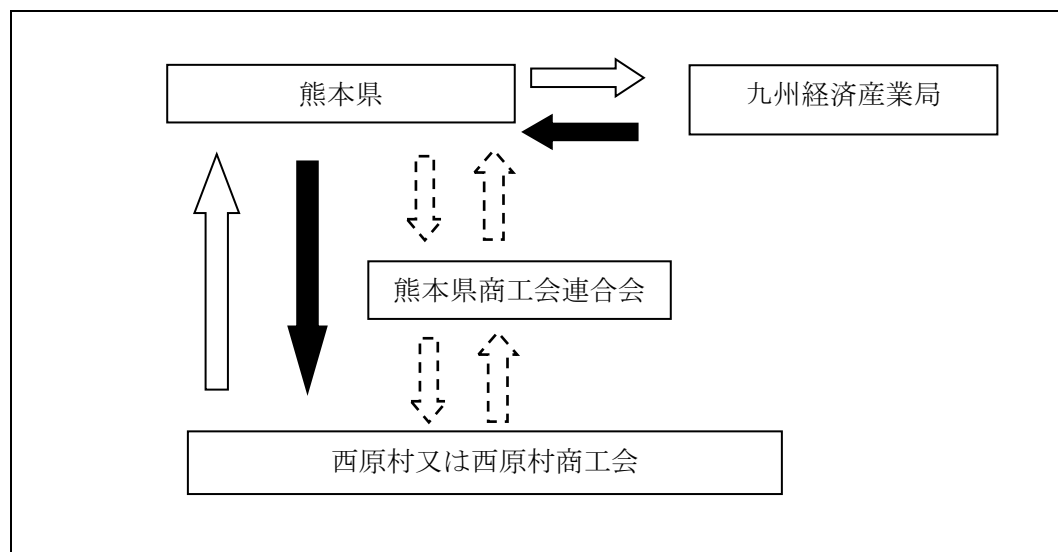
- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・西原村又は関係機関で取りまとめた感染症対策についてのガイドラインを踏まえ、必要な情報の把握と発信を速やかに行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する（一部構築済み）。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と西原村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を様式①により、熊本県商工会連合会または熊本県商工振興金融課に報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、村と当会が共有した情報を熊本県の指定する方法にて熊本県商工会連合会または熊本県へ報告する。



様式①

様式①

令和〇年〇月の〇〇災害に係る被害実態調査

策定者
電話番号

NO	事業所名	住所	業種 *任意	従業員 *任意	【被害額内訳】 千円				
					被害額 *事業の再建に必要な額、おおよその額	土地（堆積土砂排除費・整地費）（事業用資産に限る）	建物 *事業用資産に限る	機械設備	商品、原材料、仕掛品等
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

< 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、西原村と本会で協議する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・村施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当村・当会で集約し、熊本県と情報共有を図る。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県商工会連合会を通じて熊本県等に相談する。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助金制度）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当村で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。
- ・ 連携先の保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

熊本県商工会連合会	確認	西原村商工会	確認	西原村	確認	西原村
法定経営指導員 1 名	連絡調整	法定経営指導員 1 名 経営支援員 2 名	連絡調整	企画商工課	連絡調整	総務課

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 森井 敦 (連絡先は後述(3)①参照)

法定経営指導員 平山 厚太 (連絡先は後述(3)②参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

・ 本計画の具体的な取組の企画や実行

・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 商工会

西原村商工会

〒861-2402 住所 熊本県阿蘇郡西原村小森 3166-3

電話番号 096-279-2295 FAX 096-279-2319

E-mail : nishihara@kumashoko.or.jp

② 熊本県商工会連合会 特任支援課

〒860-0801 熊本市中央区安政町 3 番 13 号

電話番号 : 096-325-5161 FAX : 096-325-7640

E-mail: info@kumashoko.or.jp

③ 関係市町村

西原村 企画商工課

〒861-2402 住所 熊本県阿蘇郡西原村小森 3259

Tel : 096-279-3111 (代表) Fax : 096-279-3506

E-mail :

・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	280	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ 防災備品購入費	50	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、西原村補助金、熊本県補助金等。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること